様式第３号(第９条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	平成30年度第２回みよし市地域包括支援センター運営協議会 みよし市地域密着型サービス運営審議会		
開催日時	平成30年12月25日（火曜日）午後３時00分から午後４時30分まで		
開催場所	みよし市役所　３階　研修室４、５		
出席者	宮本会長、成瀬副会長、平岩委員、石川委員、松﨑委員、長山委員、天石委員、制野委員、鈴木委員、長沼委員、久野委員、柴田委員 (事務局)小野田福祉部長、太田福祉部次長兼長寿介護課長、加藤長寿介護課副主幹、木戸長寿介護課主任主査、中川長寿介護課主任主査		
次回開催予定日	平成31年３月		
問合せ先	長寿介護課　担当者名　木戸、中野 電話番号０５６１－３２－８００９ ファックス番号０５６１－３４－３３８８ choju@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	
審議経過	別紙会議録のとおり		

平成30年度第２回みよし市地域包括支援センター運営協議会
第２回みよし市地域密着型サービス運営審議会　会議録

日　　時	平成30年12月25日(火)　午後３時から午後４時30分まで
場　　所	市役所３階　研修室４、５
次　　第	１　あいさつ ２　協議事項 （１）みよし市地域包括支援センター運営協議会 ア 平成31年度地域包括支援センター運営方針について【資料１】 イ 新規指定居宅介護支援事業所の選定について【資料２】 （２）みよし市地域密着型サービス運営審議会 ア 地域密着型サービス整備事業者の公募状況について【資料３】 イ 地域密着型サービス事業の実施状況について【資料４】 ウ 地域密着型サービス事業書の指定について【資料５】 ３　その他 地域密着型サービス事業所の選定にかかる辞退届の提出について【資料６】

１　あいさつ

長寿介護課長：　平成 30 年度第２回みよし市地域包括支援センター運営協議会並びに地域密着型サービス運営審議会を開催いたします。

鈴木亮委員、長谷川喜代美委員からご欠席との連絡を受けています。また、鈴木睦子委員と長沼隆輔委員については、到着が遅れるという報告を事前に受けております。

本日のスケジュールについては、お手元の次第に基づきまして進めさせていただきます。なお、本会議は一般公開とさせていただいておりますので、御承知おきください。では、宮本会長よりごあいさつをいただきたいと思います。

宮本会長：　これまでしばらく病気で手術して入院しており、役目が果たせずに１年程の期間が経過してしまいました。大学の職務に無事復帰し、こちらの会議にも再び参加させていただくことになりました。まだエンジン全開というわけではないのでご容赦をいただきたいと思いますが、皆様の力を借りて、職務を進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

長寿介護課長：　ありがとうございました。これより次第に従いまして議事に移らせていただきますが、その前に本日の資料確認をさせていただきます。本日の審議会資料は、事前に配布させていただいた資料１から資料５までとなっております。

それでは、議事進行につきましては、みよし市地域包括支援センター運営協議会要綱第５条及びみよし市地域密着型サービス運営審議会要綱第５条の規定により、会長がその会議の議長となり、議事の進行を取り行うことになっておりますので、宮本会長にお願いしたいと思います。

また、本日は 14 人の委員のうち、現在 10 人御出席いただいており、規定の人数を満たしているため会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

２　協議事項

⑴　地域包括支援センター運営協議会

ア　平成 31 年度地域包括支援センター運営方針について

宮本会長：　それでは、次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思いますので、委員の皆様方のご協力をお願いします。

では、「地域包括支援センター運営協議会」の案件であります協議事項（１）ア「平成 31 年度地域包括支援センター運営方針について」事務局より説明をお願いします。

事 務 局：「みよし市地域包括支援センター運営方針」は、みよし市における地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、センター業務の効果的かつ円滑な実施に資することを目的として策定しているもので、本市では平成 29 年度から策定しています。本年度、厚生労働省から「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」の通知が出され、地域包括支援センターの業務を明らかにし、それに基づいた必要な機能強化を図っていくための、全国で統一した評価指標が示されました。この、国の評価指標と、現在の本市の運営方針を照らし合わせ、追加することが望ましいと考えられる項目について、平成 31 年度の運営方針に追加したいと考えており、本日ご提示させていただきました。よろしくお願いいたします。

資料１が平成 31 年度の運営方針案で、資料１－１が具体的な改正箇所についての新旧対照表になりますので、両方見比べながらご覧ください。

運営方針１ページのⅣ「運営における基本となる視点」については、２ページの（３）「協働性」の視点の②の最後に「市の設置する定期的な連絡会合には毎回出席します。」の一文を入れました。この定期的な連絡会合とは、主に毎月、市と包括支援センターとの連携のために行っている包括ネット会議、通称定例会を指します。

同じく２ページのＶ「業務推進の指針」については、具体的な記載を追加しています。（１）「事業計画の策定」の項目については「作成に当たっては市と協議し、それを踏まえた計画を作成します。」として、手続きの明確化のための一文を追加しました。

また、（２）「名称・設置場所・担当地区」の②のところでは、現行の運営方針が、来庁される利用者等に「対応するため」となっていたところを、「来庁される利用者等のプライバシーが確保されるよう」と具体的な表現に変えました。

続いて３ページの（３）「職員の姿勢」に、項目③として、「市の支援、指導の内容により、随時センターの業務改善を図ります。」の一文を追加しました。

続いて（６）「個人情報の保護」については、「センターは個人情報の保護に関する責任者（常勤）を配置するとともに、個人情報の持ち出しや開示をする場合は、管理簿等への記載と確認をし、個人情報の管理を行います。」という一文を付け加え、個人情報の適正な取り扱いについて明記しました。

続きまして、運営方針４ページ、新旧対照表２ページをご覧ください。（９）「苦情対応」について「センターは苦情対応体制を整備し、苦情の内容や苦情への対処経緯の記録を残します。また、苦情受付の担当者と責任者を市民にわかるように示

す必要があります。」とし、苦情受け付け体制の整備と対応について具体的に記載しました。

続いて、(11)「相談体制」という項目を新たに追加し、「夜間・早朝・休日の窓口（連絡先）を設置する又は携帯電話等へ電話転送を行うようにし、24 時間 365 日相談に応じる体制をとります。また、パンフレットやホームページ等で市民に周知します。」とし、虐待等の緊急的な相談対応が必要な場合に備えるための相談支援体制について明記しました。

続きまして、Ⅶ「包括的支援事業」につきましては、運営方針５ページの２「総合相談支援業務」の（２）「総合相談支援」に「介護、子育て、障がい等、複合的な課題を持つ世帯への相談対応も行います。」の一文を加えました。

また、（３）「相談事例の報告」の項目を新たに追加し、相談事例についての分類や件数、相談内容についての記録と報告について、既に行われていることではありますが明記しました。

続きまして、３「権利擁護業務」について、運営方針６ページの（５）「消費者被害の防止」において、センターが受けた相談内容について消費生活に関する相談窓口や警察等と連携し対応することや、消費者被害に関する情報は民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等に情報提供し、他の支援者と協力しながら対応するといった、高齢者の消費者被害等に対する対応について明記しました。

次に、４「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」についての（２）「介護支援専門員に対する支援」の中で、担当地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づき地域ケア会議等を開催する旨の一文を加えました。

また、（３）「地域住民に対する啓発」の項目を新設し、介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防、自立支援について啓発を行うことについての記載を入れました。

続いて、運営方針７ページと新旧対照表３ページをご覧ください。５「在宅医療介護連携推進事業」に「医療との連携」の項目を加え、医療関係者と合同の事例検討会や講演会、勉強会等に参加し、連携を図ることについて明記しました。また（４）「在宅医療介護連携の相談窓口との連携」として、在宅医療サポートセンターとの連携についての表記を追加しました。

続いて、運営方針８ページの８「地域ケア会議推進事業」の（１）「ささえ愛会議の開催」の中で、多職種と連携して自立支援、重症化防止等に関する観点から支援策を講じる旨の記載を追加しました。

また、運営方針９ページの９「多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築」に、新たに（２）「地域における関係機関、関係者のネットワークについて」の項目を追加し、地域における関係機関、関係者と連携をとりながら、地域で支えあえる体制づくりについて進めていく旨を明記しました。

以上が地域包括支援センターの運営方針の変更点のご説明とします。

宮本会長：　協議事項(1)につきまして、何か御意見はございますか。

石川委員：　資料１の４ページ「(9) 苦情対応」の部分についての質問です。「苦情受付の担当者と責任者を市民に分かるように示す必要があります。」との表記がありますが、担

当者や責任者はどのような形で市民に分かるようにする予定ですか。

事 務 局：　基本的には、地域包括支援センターの窓口に市民に向けて責任者が誰かを掲示することを考えております。

宮本会長：　苦情処理の担当者と責任者を新たに選ばれるということですか。

事 務 局：　地域包括支援センターの中で担当者と責任者を新たに選定、決定し、表示をします。

石川委員：　責任者についてはどのような方を選定する予定ですか。

事 務 局：　各地域包括支援センターの中のセンター長を責任者とする予定です。

宮本会長：　その他御意見はありませんか。

天石委員：　資料１の４ページ「（11）相談体制」について、「24 時間、365 日相談に応じる体制をとります。」とありますが、具体的な勤務体制はどのような形を想定していますか。

事 務 局：　24 時間 365 日、連絡が取れる体制を整えることを想定しており、具体的な勤務体制については、それぞれの事業所で決められておりますので、その勤務時間以外の部分においては常に連絡がとれる体制を整えていただくということになります。

宮本会長：　誰かが携帯電話をもっていて、センターから転送されるということですか。

事 務 局：　はい。そのような形を想定しております。

天石委員：　その携帯電話を持っている時間については、「勤務を要する時間」となるのですか。当番の職員について、その当番の時間帯において常に拘束されるという扱いになると、携帯電話を持たされていることで、外出が制限される等の弊害が発生すると思われますが、その弊害に対する見返りの対応まで事務局は想定しているということですか。

事 務 局：　業務用の携帯電話を持つだけで手当が発生するということを事務局は想定していません。ただし、当番の職員が当番の日に対応することが難しいのであれば、当番を変更してもらう等対応が生じると思われます。

　センターに連絡が入ると、自動的に当番職員の持つ携帯電話に転送がされる仕組みとなっており、受信し当番職員が何らかの対応をしなければならない場合において、手当が発生する、といったことを想定しています。

宮本会長：　対応が必要な場合にだけ手当が発生するという仕組みということでよろしいですか。

事 務 局：　はい。市民病院内にある訪問看護ステーションにおいても、そのような体制をとっております。利用者からステーションに連絡が入ると当番職員が持つ携帯電話に転送され、当番職員が現場に向かう仕組みとなっております。現場に向かった時に初めて手当が発生します。携帯電話を持っているだけで手当が発生しているわけではありません。

宮本会長：　完全な「ノーペイ」の状態であるわけではないということですね。

　その他、御意見御質問はありますでしょうか。

制野委員：　資料１の５ページ「２(2)総合相談支援」の部分について、文章の最後尾に「また、介護、子育て、障がい等、複合的な課題を持つ世帯への相談対応も行います。」と今回追記がされております。この部分に書かれている事項は、すでに地域包括支

援センターにおいて当たり前に行われている役割であると思われますが、今回はそれをあえて明文化したということですか。

事 務 局：　はい。こういった相談については、既に地域包括支援センターにおいて対応をしていただいておりますが、あえて、このような形で明文化しました。

制野委員：　総合相談で入った様々な相談をワンストップで受けて、その後に担当する機関につなぐという役割を、文章の最後尾であえて再び載せたということですか。

事 務 局：　そうですね。同じようなことの重複になってしまっているような部分もありますが、より分かりやすくするという意味合いで追記をしております。

宮本会長：　他に御意見はありますか。

長山委員：　資料１の７ページ「５(4)在宅医療介護連携の相談窓口との連携」の部分について。「相談窓口である在宅医療サポートセンターと連携を図る」ということが書いてありますが、在宅医療サポートセンターのみを対象に連携を行うのですか。

事 務 局：　本年度から豊田市とみよし市がそれぞれ豊田加茂医師会に対し、在宅医療サポートセンター事業の委託をしており、在宅医療についての相談窓口が設置されていることからこちらに追記をしております。もちろん、相談窓口として連携をとる窓口は在宅医療サポートセンターだけではありません。在宅医療、介護については様々な機関と連携をとっていくこととなります。

宮本会長：　豊田加茂医師会管内にとらわれず、今後も必要に応じて様々な機関と連携をとられる予定なのですね。その他にはよろしいですか。この案件に関しては皆様の承認が必要となります。承認いただける方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

この案件については承認することとします。

(1) イ　新規指定居宅介護支援事業所の選定について

宮本会長：　続きまして協議事項（１）イ「新規指定居宅介護支援事業所の選定について」事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局：　資料２をご覧ください。

地域包括支援センターが行う介護予防支援業務のうちの一部を、新規の指定居宅介護支援事業所に委託をする際は、こちらの運営協議会でこの新規事業所のご承認をいただく必要があります。

今回の新規の委託先は、豊田市にある居宅介護支援事業所「うねべの里居宅介護支援事業所」です。なお、現在の委託先につきましては、一覧表のとおりとなっています。よろしくお願いいたします。

宮本会長：　それでは、ただいまの事務局の説明に対して、何かご意見、ご質問はございませんか。

柴田委員：　今回新しく追加する理由は何ですか。

事 務 局：　地域包括支援センターで賄いきれず、委託先を増やすということが理由です。

ケアプランを作成するにあたり、現在、地域包括支援センターで行っている案件数は多い状態です。実際に利用される方も自分の居住地に近い事業所での見守り

をしていただいたうえでのケアプラン作成が可能となるという利点もあります。新たに「うねべの里居宅介護支援事業所」に近い居住地の利用者からの希望がありました。その利用者の希望を実現するためには市が指定していくことが必要となるため、ご提案をしております。

宮本会長：　ケアマネジャーが減っている現状もあり、多忙な中、新たに受け持ってくださるとのご提案なので、承認をすることも必要ではないかと思います。

それでは、他に御意見、ご質問がなければ、承認に移りたいと思います。

ご承認いただける方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

では、新規指定居宅介護支援事業所の選定については、承認することといたします。

以上で「地域包括支援センター運営協議会」の案件を終了します。

(2)　地域密着型サービス運営審議会

ア　地域密着型サービス整備事業者の公募状況について

宮本会長：　続きまして、「地域密着型サービス運営審議会」の案件について、協議事項（２）ア「地域密着型サービス整備事業者の公募状況について」事務局より説明をお願いします。

事 務 局：　資料３をご覧ください。前回の審議会で説明しました地域密着型サービス整備事業者の公募については、「２　選考日程等」のとおり、12 月 14 日金曜日まで本申請の受け付けを終了し、「１　受付状況」のとおり１事業者から申請がありました。

社会福祉法人永熊会（えいゆうかい）は、定員 29 人以下の地域密着型介護老人福祉施設を西一色町神田（じんでん）80 番地に整備する計画です。

永熊会は、現在、名古屋市緑区南大高において、29 人定員の地域密着型特別養護老人ホーム１施設とその施設に併設の９人定員の認知症対応型グループホームを２施設、10 人定員の短期入所施設を運営する社会福祉法人です。

今後の選考スケジュールにつきましては、２(2)のとおり、平成 31 年１月にみよし市老人福祉施設設置運営者選定審査会を設置し、３回の審査を行い、平成 31 年３月中旬に事業者を決定する予定です。選考基準については、(3)のとおり「法人の概要、運営理念、基本方針」「地域との連携、事業運営」「職員の確保、育成」「資金計画」等で、選考方法は(4)のとおり。申請者からのプレゼンテーションを受け、委員の採点結果により選定し、市長に答申いたします。

なお、今回の施設は平成 33 年４月までに開設することを条件としております。開所時期に合わせて、市に対し、「地域密着型サービス事業所の指定申請」がされますので、本運営審議会にて指定に関するご審議をいただく予定です。

以上で説明とさせていただきます。

宮本会長：　それでは、ただいまの事務局の説明に対して、何かご意見、ご質問はございませんか。

天石委員：　待機者等、現在のみよし市の状況を教えていただけませんか。

事 務 局：　みよし市内の地域密着型サービスがどのような状況であるかということについて、11 月から３種類の調査を実施しました。これからその現状について説明をさせていただきたいと思いますので、資料７を配布させていただきます。（資料７を配布）

事 務 局：　資料７の説明をさせていただきます。

みよし市における現状を把握するため、11月下旬から12月までにかけて３つの調査を行いました。１ページの「ア　待機者状況把握アンケート」、２ページの「イ　事業者アンケート」「ウ　認知症対応型グループホームの現在の待機者の把握」です。

「ア　待機者状況把握アンケート」について、資料１ページをご覧ください。アンケート対象者については、平成30年11月現在の要介護・要支援認定者のうち、施設入所中でない全員1,038人を対象に実施しました。

回答者については、919人であり、回答率は88.5％でした。

資料７－２の２ページをご覧ください。

問１においては、現在生活している場所はどこかを聞いています。「１　自宅、２　特別養護老人ホーム、３　老人保健施設、４　有料老人ホーム、５　病院入院中」のいずれに該当するかという回答項目となっています。調査回答者数919人のうち「１　自宅在住者」が766人（全体の83.4％）であり、次いで「４　有料老人ホーム」が50人（5.4％）、「５　病院入院中」が49人（全体の5.3％）となっております。

２ページをご覧ください。問２の「特別養護老人ホーム」の入所希望について、「１　入所を希望」する人は合計で41人います。特別養護老人ホームは要介護３以上の方が対象となりますので、現在すぐに入所できる人は要介護３が９人、要介護４が６人、要介護５が１人の計16人となっております。

３ページをご覧ください。

問３の「認知症対応型グループホーム」の入所希望について「１　入所を希望」する人は合計で19人います。認知症対応型グループホームは、要支援２以上の人が対象となりますので、現在すぐに入所できる人は合計で12人となっております。

問４の「小規模多機能型居宅介護」の利用希望について「１　利用を希望」する人は合計で27人いました。

次に、資料７の２ページをご覧ください。

イ　事業者アンケートです。アンケートの対象は、みよし市民が利用している特別養護老人ホームで、市内２施設と市外14施設をあわせた16施設に依頼し、回収件数は市内の２施設を含む８施設でした。

資料７－３をご覧ください。

設問の内容については、問１として平成30年12月１日現在の入所の状況、問２として「今回の公募に応募しなかった理由」、問３として「実際にどのような形態の公募であれば応募を検討するか」を聞きました。

アンケート結果として、
問１、回答事業者８施設は、ほぼ満床状態であり、待機者も多数いる状況でした。
問２の「公募に応募しなかった理由」に対して、「介護職員の確保が困難」「利用者の確保が困難」との回答が多数ありました。
問３の「実際にどのような公募の形態であれば応募を検討するか」に対しては、公募の形態に対して市に求める意見がないことが分かりました。
資料７の２ページをご覧ください。
ウ「認知症対応型グループホームの現在の待機者数の把握」です。
みよし市内の認知症対応型グループホーム２施設に11月現在における待機者を確認したところ、みよしの里が３人、あかりの家が４人でした。それぞれの待機者氏名を確認しましたところ、重複して申し込みをしている人はおりませんでしたので、実数で７人の待機者がいることがわかりました。
アンケートの結果については、以上です。

宮本会長：　それでは、ただいまの事務局の説明に対して、何かご意見、ご質問はございませんか。十分に必要性があるということで、理解はできるかと思うのですが。

柴田委員：　事業所アンケートの結果問２に「利用者の確保が困難」と回答した事業所がありますが、待機者がいるのに入所者を確保できないということは矛盾していませんか。

事 務 局：　市では、今回実施した調査により待機者の実数を把握しており、個人の特定もできますが、事業者はそのデータを持っていません。市としても、これらのデータは個人情報であることから事業者への提供ができないため、認識にギャップがあり、それが矛盾の原因であると考えています。
今回のような詳細なアンケートを実施したのは、市としては今回が初めてです。今回実施したことで、待機者の実数の把握が可能となりました。今後事業所から問い合わせ等あれば、人数をお示しできる状況となったと考えています。今回はケアマネジャーを通じて調査を実施しました。事業所とつながりのあるケアマネジャーと調整をすることは可能であると思います。市役所から積極的に利用者の情報を提供することはできませんが、情報の入手方法を見つけることができたのではないかと考えています。

柴田委員：　事業所と市との間に待機者に対する認識の相違が起こっているということですか。

事 務 局：　はい。これまで市としても、待機者に関する情報の入手の方法が分からない状態でしたが、入手の方法が何となく見えてきたということがこの調査の結果であると考えています。

成瀬委員：　利用者と事業所のマッチングについては、どこが実施するのですか。

事 務 局：　マッチング作業を行政が行うことは難しいと考えています。行政としてはその前段の部分である、数字的なものの情報提供ができると考えています。

成瀬委員：　ケアマネジャーが、自分の担当している方が施設を利用したいと希望している

ことを把握している場合において、どこへアクセスすると施設の空き情報が入るのですか。その情報がないと、ケアマネジャーは次に繋げられないと思います。

事 務 局：　空き情報については、市で提示することは可能です。

成瀬委員：　マッチングを行う組織が必要であると思います。医師の世界でも、研修医と病院とをマッチングする組織があります。その組織を通じて、研修医が希望する病院か、その病院が無理であれば次の病院に紹介するという仕組みができています。個々の情報は開示できないとしても、どこの施設に空きがある状態であるかという情報を開示していかないと次には繋がりません。利用者のニーズを把握しているだけでは仕方がないと思います。

事 務 局：　地域密着型の施設であれば、市のホームページ等で提示することは可能です。市内の事業所と調整しながら仕組みを作ることは可能ではないかと思われますので、一度、事務局の方でも検討をさせてください。

宮本会長：　ケアマネジャーと行政との連携については、ケアマネジャーに負担とならないよう十分に配慮をしたうえで行う必要があります。その他、御意見はありませんか。他にご意見、ご質問がなければ、次に進ませていただきます。

(2)　イ　地域密着型サービス事業の実施状況について

宮本会長：　続きまして、協議事項(２)イ「地域密着型サービス事業の実施状況について」事務局より説明をお願いします。

事 務 局：　資料４をご覧ください。

大きく４つの表を載せてあります。まず１つめの表についてご説明いたします。

本市では地域密着型サービスを平成 18 年度から開始しました。当初、公募を実施し、１番から３番までの３か所の事業所を指定しました。その後、２つめの表のとおり、平成 25 年度には公募実施により４番のあかりの家と５番のグループホームあかりを指定し、５か所となり、さらに３つめの表のとおり平成 28 年４月１日に６番から８番までの地域密着型通所介護が愛知県から権限移譲され、さらに４つめの表のとおり平成 29 年７月に９番を新たに指定し、合計９か所となっております。

この 10 年間において、２番のみよしの里の認知症対応型デイサービスセンター、９番のデイサービスファミリアについては、利用者がいないことを理由に、ともに平成 30 年 10 月に廃止届が提出されております。

また、３番の認知症対応型デイサービスえんどうについては、職員配置の理由により平成 28 年 11 月からこれまで休止されておりましたが、平成 31 年１月から再開する見込みです。

なお、１番のみよしの里グループホーム、３番のえんどう、６番の笑みリハビリデイサービスの指定の有効期限は来年５月末までとなっており、それぞれ更新が予定されております。

以上で地域密着型サービスの実施状況の説明とさせていただきます。

宮本会長：　それでは、ただいまの事務局の説明に対して、何かご意見、ご質問はございませんか。まずは、廃止となる事業所があるため、現状に関しての議論が必要となると思います。現状で稼動しているところは６か所しかありません。廃止された事業所に関する説明はありませんか。

事 務 局：　２番のみよしの里認知症対応型デイサービスについては、平成19年度から開所されておりますが、当初から利用者が少ないことが問題となっており、その後も利用者がいないということを理由に廃止届が提出されました。また、９番のデイサービスファミリアについては、昨年度、この審議会で指定をいただいた事業所になりますが、開設当初から利用者がいない状態が続き、廃止届を提出される状況に至りました。

宮本会長：　利用者がいないことの理由について、市はどうお考えですか。

事 務 局：　２番のみよしの里認知症対応型デイサービスについては、推測の域を出ないので説明は控えさせていただきたいと思います。９番のデイサービスファミリアについては、法人のノウハウが不足していたことが起因していたのではないかということが考えられます。現在、次の協議事項で審議いただく事業所に移行することを検討されています。同じ場所を利用して他の法人が開設することを検討しているとのことです。

宮本会長：　ノウハウや環境が整わなかったことが理由だと思われますが、そのあたりを改善して次の事業の提案を検討されているということですね。次の協議事項を重ねた形で検討をしていただいてもよろしいでしょうか。

⑵　イ　地域密着型サービス事業の実施状況について

宮本会長：　協議事項（２）ウ「地域密着型サービス事業書の指定について」事務局より説明をお願いします。

事 務 局：　資料５をご覧ください。

平成31年１月１日から開所を予定している地域密着型サービスの指定申請がありましたので、ご審議をお願いいたします。

「１　申請者及び指定を受けようとする事業所」についてですが、申請者は協和ケミカル株式会社です。代表者は真柄勉（まがらつとむ）氏で、名古屋市東区に本社を置き、愛知県内で薬局事業を中心に展開している法人です。

この申請者は、みよし市打越町地内においてキョーワデイサービスセンターまんまるみよし店を運営しており、今回のファミリア店は、２店舗目の通所介護支援事業所となります。

サービスの種類は地域密着型通所介護、事業所の名称はキョーワデイサービスセンターファミリア店です。

「２　指定期間」は、平成31年１月１日から平成36年12月31日までの６年間となります。

「３　指定申請に関する根拠」についてですが、介護保険法第78条の２第１項及び第115条の12第１項において、指定は保険者が申請に基づき地域密着型サービスの種類及び事業所ごとに行うと規定されています。

また、みよし市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則第２条第１項で指定について規定しています。

続きまして、「４　指定の要件」についてですが、介護保険法において、第 78 条の２第４項及び第 115 条の 12 第２項に該当する場合は、地域密着型サービス事業所の指定を受けられない旨が規定されています。「指定を受けられないとき」とは、第 78 条の２第４項第１号において「申請者が市町村の条例で定める者でないとき」とされ、これは条例では法人格を有することを必要としています。

第２号において「申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、市町村の条例で定める基準若しくは員数等を満たさないとき」、第 115 条の 12 第２項第３号において「申請者が、市町村の条例で定める設備及び運営に関する基準に従って適切なサービス事業の運営をすることができないと認められたとき」と規定されています。

本市では、みよし市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例でこれらの申請者等の基準を定めております。これらの基準に基づき、今回の協和ケミカル様からの申請について確認をすると、まず、介護保険法第 78 条の２第４項第１号については、法人格を有しているということで基準を満たします。

次に、同項２号及び第 115 条の 12 第２項については、右表チェックリストにより基準を満たすか確認しました。

右表の「地域密着型サービス事業所指定チェックリスト」をご覧ください。

まず、従業員についてですが、今回の申請では社会福祉主事の任用資格を有する常勤の生活相談員１人、常勤の介護職員１人、准看護師の資格を有する機能訓練指導員１人の配置となっており、確認の区分連番の１から７を満たしております。

続いて、登録定員については、今回の申請では、定員 10 人となっており、区分連番８を満たしております。

続いて、管理者については、管理者は常勤で喫茶店の店員と兼務しています。この喫茶店は今回の事業所と同一建物内にあり、区分連番の９、10 を満たしています。

続いて設備及び備品については、食堂及び機能訓練室を合計した面積は 30.6 ㎡、静養室及びパーテーションで遮へいされた相談室、事務室、消火備品その他の備品等として避難誘導灯、消火器等が設置されており、区分連番の 11 から 16 を満たします。

続いて、提出書類について、区分連番の 17 から 25 までの書類が提出されています。

以上により、キョーワデイサービスセンターファミリア店は基準を満たしていると考えます。以上で、地域密着型サービス事業所の指定についての説明とさせていただきます。

宮本会長：　それでは、ただいまの事務局の説明をあわせたうえで、何かご意見、ご質問はございませんか。

久野委員：　デイサービスファミリアがキョーワデイサービスセンターに名称を変え、協和ケミカルがこの事業所を引き受けるという形になったのでしょうか。

事 務 局：　協和ケミカルが事業所を引き受けるという形になっております。

久野委員：　以前の事業所は、１年３か月の間、利用者がいないということでおやめになられたのですか。

事 務 局：　はい。利用者を集めるべく努力はされていたと聞いておりますが、なかなか利用に繋げることができなかったということを聞いております。

宮本会長：　ファミリアにノウハウがなかったために、利用者を集めたりサービスを提供したりする力がなかったということなのでしょうか。

事 務 局：　サービス自体が開始されてはおりませんので、サービス提供に対する判断をすることは困難です。

宮本会長：　利用者が入りさえすれば、稼動は可能であると考えられますか。

事 務 局：　はい。稼動ができるように、事業所の準備を進められています。

天石委員：　みよし市内において、まんまるみよしと笑みリハビリデイサービスが総合事業を実施しているかと思いますが、こちらの事業所が総合事業に手を広げるということは考えられますか。

事 務 局：　こちらの事業所においては総合事業の届出も同時に提出されております。総合事業と地域密着型をあわせて運営していく方向です。

　しっかり見込を持った中での申請であると捉えております。

宮本会長：　今後、地域の高齢化の質は変わってきます。その動向を見据え、地域密着型サービスを充実させることをこの会で審議していく必要があると思われます。

　ファミリアの指定の件について、ご承認いただける方は挙手をお願いします。（全員挙手）

　では、地域密着型サービス事業書の指定については、承認することといたします。

　それでは他にご意見、ご質問がなければ、以上で本日の協議事項につきまして、すべて終了といたします。

　次第３「その他」について、事務局より報告をお願いします。

事 務 局：　事務局よりご報告をさせていただきます。

　ただ今から資料６を配布させていただきます。（資料６を配布）

　お配りした資料は、平成 28 年度に地域密着型サービス整備事業者の公募により審査を経て決定がされました７人定員の認知症対応型共同生活介護の整備について、社会福祉法人おかざき福祉会から平成 30 年 11 月８日付けで提出された辞退届です。なお、この公募については平成 29 年３月 23 日付で決定し、平成 31 年４月からの開所が予定されておりました。

　資料２ページの「辞退理由」をご覧ください。

　応募された当初は、１ユニット９人定員で運営されているみよしの里認知症対応型グループホームに１ユニット７人定員を増設する予定で進めておられました。

辞退をする理由としておかざき福祉会は３点の理由を挙げています。
１つ目に「入居者の確保を見込むことが困難であること」
２つ目に「増設に必要な介護職員の確保が困難であること」
３つ目に「１ユニットを新たに増設することで、さらに収支状況が悪化することが見込まれること」
の３点です。以上、報告とさせていただきます。

宮本会長：　それでは、ただいまの事務局の説明に対して、委員の皆様、何か御意見、御質問はございませんか。

事 務 局：　この案件は、あくまでも辞退届が提出されたことを報告するという意図で「その他」案件としています。第６期の計画において、認知症対応型グループホームが不足するという判断で公募をさせていただいた案件について、このような理由で辞退届が出されたという事実については、市として真摯に受け止めなければならないということを考えております。今後どのような方向で進めるかということについては、先程、提示をさせていただいております資料７の現状の把握を基に、なぜ法人は３つの理由を述べられたのかという分析を市としても再度検討していきたいと考えております。
事実、グループホームが不足している状況であるのは明白ですので、今後市として再度公募をかけるのか、他の事業所から認知症対応型グループホームをつくりたいという希望があがってくるのか、ということも念頭に置き、少し時間を置いて、市の考え方を委員の皆様にご提示できればと考えております。今日はこれ以上のことは、事務局としてご説明できることはありません。よろしくお願いいたします。

宮本会長：　この会議としてはこの辞退届が提出されたことに対して、何らかの認識を前進させる形で進めていきたいと思います。
今後、分析の折にはハードの面と地域社会の情勢等を含め、難しいとは思いますが丁寧にやっていただけたらと思っております。
特に、みよし市には古い地域の高齢者と一方で新しい地域に入ってきた都市型家族の高齢者の２つの層があります。この２つの層が今後どのように変わっていくかによって介護施設のあり方も変わってくると思います。そのあたりを含め、分析をお願いいたします。

成瀬委員：　資料７のアの調査の回答は、すべてケアマネジャーから徴収したものですか。
事 務 局：　担当ケアマネジャーがいる認定者についてはケアマネジャーに、その他の方については、直接郵便で本人に確認をしています。

成瀬委員：　ニーズ調査においては、19 人は認知症対応型グループホームの利用希望者がいる状態であり、一方、施設側からのアンケートを実施すると希望者がいないという回答が出ています。ケアマネジャーに対して次の一手をとるのかどうか、何故

ミスマッチが起こるかということを考える必要があります。利用施設を選定する条件として、利用者が払えるお金の問題によるものか、施設側の条件に合致する利用者がいないことで、「うちに合う利用者がいない」と言っているのか、それとも応募自体が全くないのか等、理由についてはっきりしていただかないと、今後、この会議であげられたとしても、委員も判断のしようがありません。その部分については次までの宿題として事務局にお願いしたいと思います。

ケアマネジャーにも聞き取りをし、「ご紹介をしたけれど、利用者の事情その他の事情で条件が合わず利用につながらなかった」というケースがあるならば、どういう条件なら可能なのかも探るべきです。

病院の立場としても、現在、認知症患者がたくさんいて本当に苦慮しているという現実があります。市民病院においても退院調整など職員は一生懸命やっているが、なかなか苦労している部分も現実的にはあります。

そのあたりを次の会議までに検討して提案していただけると、委員の皆様も判断が仰げるのではないかと思いますのでよろしくお願いします。

久野委員：　みよしの里については、利用者がいないので認知症対応型デイサービスを廃止し、認知症対応型グループホームの開所もやめるとのことです。

成瀬委員がおっしゃった意見について、施設側は利用者がいないと言っている一方で、認定者にアンケートをとってみると利用希望はあり、事情はともあれ利用につながっていない状況です。

個人情報を前にすると、役所は出せないということを言いますが、そういうことをしているとなかなかマッチしないという現実があります。今、ご意見があったように何らかの形でマッチさせる方法を考えて進めていくことが、役所に求められる仕事ではないかと思います。個人情報であったとしても提供をしなければ誰にも分かりません。ご本人に告げた上で、施設にも確認し、ケアマネジャーに確認して進めていくことはできませんか。

宮本会長：　ケアマネジャーも一市民として少し肩の力を抜いて、言いたい意見を言う機会を作ってほしいと私は願っております。

事 務 局：　月に１回、市内のケアマネジャーを集めた会議を市でも行っておりますので、そういった場においても逐次、情報提供や意見の聴取をさせていただきます。また、久野委員から貴重なご意見をいただきましたので、何らかそういった連携ができると色々な施設もスムーズに動くことができるのではないかと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

宮本会長：　数字だけではなく、数字で表せない小さいご意見も集めていくと実は重要なことを表現している場合もあります。そのあたりを吸い上げていけるような審議ができると良いと思いますので、よろしくお願いいたします。

宮本会長：　その他事務局より何かありますか。

事 務 局：　ただ今検討事項の中でもありましたが、小規模特養の公募の状況これからの選定の状況と本日報告をした認知症対応型グループホームについて、今後市として公募を進めていくかどうかについて、また皆様からのご意見をいただきたいと思

います。次回の会議については３月の中旬を目処に開催したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。あらためて日程調整をさせていただきます。
以上です。

宮本会長：　皆様の御協力によりスムーズに協議が終了いたしました。
ありがとうございました。

長寿介護課長：　長時間にわたるご審議ありがとうございました。